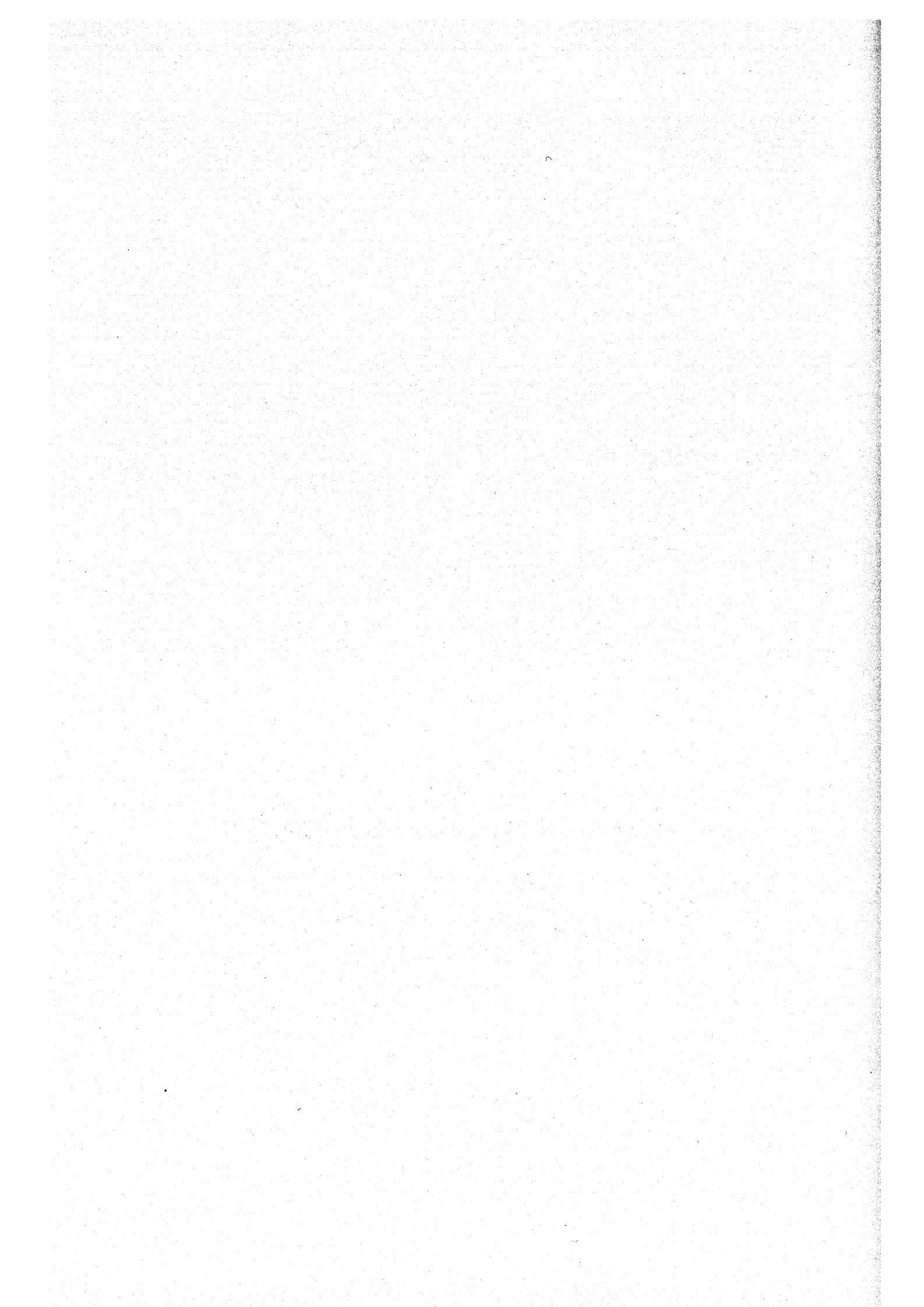


IV. 公立ホールのあり方と舞台技術部門



1. 公立ホールの役割に応じた技術部門

(1) 公立ホールの役割の明確化

ホールの舞台技術部門は、ホールの機能の一部として位置づけられるべきであり、ホールの役割に応じて、そのあり方が決定される必要があると考えられる。

近年、多目的ホールというだけで批判の対象とされることが少なくない。しかし、これまで日本の舞台芸術の多くは、多目的ホールを土台に発展してきたといえなくもない。また、人口が10万人に満たない地域で、専用の劇場やホールを複数持つことは現実的ではないであろう。多様な用途に使えるホールでも、地域のホールとしての役割をはたすこともできよう。

むしろ多目的ホールへの批判は、施設活動に対するビジョンがなく、とりあえず施設や舞台設備だけは何にでも使えるよう十分に備えておこうとした結果、相互の設備機能を制約するようなことが往々にして起こることになり、このような無秩序な施設計画を無目的と批判したものだととらえることができよう。

従って、ホールが何をする場なのか具体的なビジョンを持ち、その結果、ある種の用途に使うという結論が得られ、運営されれば、それは無目的にはならない。確たる運営ビジョンや運営体制もなく、施設形態だけが特定の演目へ特化した「専用ホール」を作ることの方が、むしろ無目的ホールと批判されるべきである。

一般論として、ホールの立地する地域やホールの規模が違えば、そのホールが担う役割も異なってくる。同じ貸館事業を行うにしても、プロフェッショナルが借りることで、地域の人たちに多様な鑑賞の機会を提供できるようにするのか、住民自身の創造活動の機会を広げることを基本的な役割とするのか、さらには、ホール自体がどのような事業を展開して行こうとするのか、その前提条件によって、それぞれのホールに求められる施設機能のあり方が異なってくる。この機能というのは施設や舞台設備といった物理的機能だけではなく、運営体制やスタッフワークも含まれることになる。

それぞれの公立ホールが担う役割を明確にすることが、望ましい舞台技術部門のあり方を明らかにしていくための前提条件になる。

(2) 公立ホールの役割に応じた技術部門

それぞれの公立ホールの役割が明確になれば、劇場施設・舞台設備のあり方、運営のあり方も変わってくる。

例えば、地域で演劇を作るための演劇専用劇場とは、演劇用途のためだけに舞台設備や

舞台備品が備えられていたり、客席が600席から700席ぐらいで客席から舞台が見やすいというだけで演劇専用劇場と呼ばれるのではなく、演劇を制作し上演できるハードとソフトを備えているからこそ、演劇専用劇場と呼ばれるのである。

例えば、ハードとしては、稽古場や工房などが備えられ、ソフトとして作品を制作・上演ができる組織があり、なおかつ、その組織に有能な人材が配置されることになる。もちろん舞台技術部門には創造活動に関わる人材が配置されている必要がある。

また、公立ホールでは、独占的使用を禁じるために同じ団体が連續して3日ないしは5日以上は使えないという規則を設けているところがある。この規則は貸館を主としたホールには意味のある場合が考えられるが、創造活動を行う施設にとっては適切な規則とは考えられない。つまり、ホールの活動や役割に応じたルールが必要になる。

例えば、演劇専用劇場のように役割の明確な施設の場合には、役割に応じたハードやソフトのあり方、さらには舞台技術部門のあり方も明確になる。つまりこのことが本来のホール施設にとってあるべき姿である。

地域に建つ多くの公立ホールには、ある種の汎用性が求められることになる。そのため施設については、長期的視野に立ち、変化していく施設活動を受け入れ続けていくため器としての柔軟性が必要になる。また、従来の貸館事業を中心に設置された公立ホールにおいても、ハードはそのままで期待されている役割の変化に対応していかなければならない。

こうした施設においても、今後、地域でどのような役割をはたしていく必要があるのかということを明確にしていくことが求められる。また、役割をはたすために適した運営体制を整備していく必要がある。例えば、地域での創造活動を主導していく役割を果たすためには、専門的知識や経験を備えた制作部門も必要になってくる。

その上で、管理業務中心の舞台技術部門でよいのか、住民の創造活動を舞台技術の分野で支援していく舞台技術部門が必要になるのか、自ら創造活動の一端を担う舞台技術部門が必要なのか、その必要な役割に応じて、あり方を検討していく必要がある。

2. 地域のホールとしての役割における技術部門の位置づけ

ある種の汎用性を求める公立ホールにおいても、その基本的な役割として、地域の文化活動や創造活動、あるいはその活性化や振興を担うことが、多くの地域に共通して期待されていることである。そのような役割を果たすために、これから舞台技術部門のあり方を考えていく必要がある。

(1) 運営に応じた技術部門

地域におけるホールの役割は、2つの方向で考えることができる。ひとつは地域の文化政策として、設置者である行政が、そのホールをどのような方向で運営しようとしているかである。もうひとつは、地域のホールとして、どのような住民ニーズに対応していくかということである。

極端な例ではあるが、巡回公演が来るような人口の地域において、住民ニーズとしても鑑賞機会の拡大が望まれているならば、巡回公演の受け皿となることもその地域のホールの基本的な役割として位置づけていくことが考えられる。

施設面では、巡回公演が行える規模の舞台の大きさや舞台設備が必要になる。また、ホール付きの舞台技術部門は、プロの技術スタッフを受け入れる用意ができていればよく、主たる日常の業務はホールの設備や機器のメンテナンスと、その情報の提供ということになる。強いて望むならば、どのような巡回公演にも対応できるよう、最新の技術情報の把握につとめることであろう。

その一方、地域での創造活動に何らかの役割を果たすために、ホール自らが創造活動を行おうとするならば、創造のための組織や人材の確保が不可欠になる。短期間での異動を基本とする行政職員だけでは、創造活動の企画や計画を継続的に行なうことが難しく、専門的な知識や経験を持った制作スタッフの参画は不可欠であり、加えて創造活動に関わる舞台技術部門も必要になる。

ホールが主体となって作品を創造するということに至らないまでも、ホールを利用する住民の創造活動を支援するために、教育普及事業を行うことがありえ、このような教育事業の一環として舞台技術の普及事業を取り上げることも有意義であり、舞台技術部門が果たすことのできる役割は大きい。

また、地域のホールの利用者と最も日常的に接しているのはこの舞台技術職員であり、施設利用者のニーズについて、直接的に最も詳しく知る立場にあるとともに、施設利用者のホールの評価の良し悪しを大きく左右する要因ともなる。ホールの運営において、このような舞台技術職員からの住民ニーズ情報や提案などは、施設運営上に生かせることが少なくない。

(2) 技術部門の最終的な責任の所在の明確化

現状の公立ホールにおいて、貸館業務を行わない施設はまずない。施設を利用する団体側の舞台技術者に対し、ホール側の舞台技術部門として、舞台での安全を確保するという意味で何らかの利用上の制約を課すことがある。

プロの公演団体が催す公演であれば、どのような施設であっても、安全に短期間で準備や撤収ができるように、利用者側で十分な知識と経験を持つ舞台技術者を確保していることが一般的である。

しかし、地域のアマチュア団体を中心に独自の作品を創造するということになれば、舞台での危険性を十分に知らない地域住民が舞台に上がることも少なくない。さらには舞台技術に関わる部分にも、同様にアマチュアが関与することが考えられるが、舞台技術の操作を誤ると危険ということを十分に知っておく必要がある。

そのため、表現の自由と安全の確保という、舞台技術に求められ、時には相反することもある条件について熟知するとともに、その責任のあり方、または所在についても明確に位置づけることが必要になる。

表現の自由と安全の確保ということに関して、技術的判断を行うのは舞台技術の専門職員の役割であるが、その判断の結果として必要になる費用や時間については、舞台技術に関わる職員が負う責任範囲をこえる問題となる。例えば、特殊な演出を行うのにともない、安全に準備を行うためには、準備期間を延長することやスタッフの増員などが必要になると判断がありうる。その場合、必要になる延長分の使用料金や増員分のコストを利用者に負担してもらうことや、自主事業であれば予算措置をすることが必要になる。技術的な判断であっても、その判断の責任は運営責任者である館長ということになる。つまり、館長職に判断について必要な知識や経験が求められることになる。

さらに近年では、複雑で高度化した舞台を運営していく上で、舞台機構、舞台照明、舞台音響、それぞれの舞台技術部門全般の責任者として、技術監督という職名を置く施設もあらわれはじめている。

3. 民間や住民との協働

(1) 民間舞台技術会社との協働

今日の公立ホールの舞台技術部門における民間の舞台技術会社のスタッフの果たしている役割には重要なものがある。

貸館を主体とする公立ホールでは、舞台技術部門が主として舞台設備の管理運営業務を担っているが、近年の公立ホールの事業展開として創造活動に関わる業務が増えてきている。

このためフレキシブルな業務態勢が可能で、なおかつ舞台作品の創造活動に直接関わる機会が少くない民間会社の技術スタッフが導入されることは、表現活動を行っていく上での管理業務の実現にとってもひとつの有効な手法であると考えられる。

公立ホールの舞台技術部門は、本来、舞台芸術や舞台技術に関わる業務だけを行っていればよいはずであるが、事業の企画・制作に関わる職員が配置されず、慢性的な人員不足の結果、舞台技術者がそれらのことを含め、ホール運営全般にわたった職務を行わざるを得ない状況が往々にして起こっている。また、前述したようなホールの舞台技術にかかる判断の役割を、ホールの運営主体が負わずに委託先の民間会社が負うことも間々あることで、公立ホールとしての責任を持った運営が可能かどうか疑問視するむきもある。

公立ホールとしての役割を踏まえ、舞台技術上の判断の責任を持つる職員の配置、現場の情報を運営に活用できる体制を基本に、その上で民間技術会社のスタッフと協働することが本来の姿であると考えられる。

(2) 住民の舞台技術への参加ビジョン

創造活動への参加や体験は、舞台への関心度を高め、地域の文化活動ということでは有効な手段のひとつである。

そのためには、この種の施設や舞台設備について熟知している舞台技術者が必要とされ、それによって、より的確な表現が可能になるなど、作品の完成度が上がることが期待できる。また、作品の完成度が上がることは参加意欲の向上や、より表現への理解が深まるという意義がある。

その一方で、住民が舞台技術について知ることも、また意義がある。舞台技術を経験することで、観客として同じホールに行った場合でも、演出や表現手法に関して、また違った理解ができることになる。

さらに、舞台での仕事への理解が深まることで、ホールの事業への積極的な参加意識が

起こったり、ホールの運営を支えようという意識も生まれ、その結果、住民参加事業に参加することができれば、「地域住民のホール」としてアイデンティティの確立が促進されることになる。

このような、住民の舞台技術への理解を高めていく上では、作品の創造活動に参加するという形だけではなく、教育普及事業として、舞台技術を取り上げるということもありうる。このような事業の体験を通して、舞台技術ボランティアを組織している例も見られる。

当然、舞台技術部門には危険がともなうため、住民が参加する場合には、専門家による指導が不可欠であり、安全確保についても十分に指導し、専門的な知識や技能も教える必要がある。

従って、住民の舞台技術への参加には、ホール付きの舞台技術を熟知した専門職員で、なおかつアマチュアの指導に見識のある人物の必要が不可欠である。

ただし、舞台技術ボランティア事業というのは、この延長線上にあるのではなく、全く別に検討される必要がある。

4. 公立ホールの舞台技術専門職員の確保と研修

公立ホールでは、鑑賞事業、住民参加型事業の違いはあっても、上演される作品を通して、相互の人的な交流を生むことになる。その効果を高めるためには、ホール付きの舞台技術職員とはいえ、創造活動や表現について十分な知識や理解が必要である。このことは、舞台技術者の職能の重要な一部をなすものである。

近年の公立ホールの事業の多様化を考えると、創造活動や制作・上演に対する理解と技術を持った人材を確保することが必要になってくるものと考えられる。例えば、舞台技術職員としては1人しか採用できず、他に必要な人材は民間に委託するといった場合であれば、舞台作品の上演に至る進行をつかさどる職能である舞台監督としての技能や経験を持った人材を確保するということも考えられる。

しかしながら、少数の専門性を持った人材を確保する場合、組織の硬直化をどう避けるのかという問題は、組織全体の構造や運営主体のあり方として、議論を深めていく必要がある。

舞台技術者は、多くの場合実務を通じて育成が行われてきており、貸館を主とする公立ホールでは、創造に関与する機会が少なく、育成が難しいという面もある。

創造活動に関わることが少ない貸館主体のホールの舞台技術者にとって、創造活動のための研修、表現のための研修が重要な意味を持つ場合がある。そのため、一定の期間、活発な創造活動を行っているホールで実務を通じた研修を行っている例も少なくない。

また、舞台技術を教育普及事業にとりあげ、舞台技術職員が指導を行うことは、舞台技術者自身にとっても、自らの知識や経験を普遍化・体系化することにつながり、自身の職能について認識を深めるという効果もある。

また、技術だけにとどまらず、公立ホールのあり方や市民との関係などに対する問題意識を持ち続けられる仕組みも必要とされよう。

一方、専門の舞台技術者を職員として確保できないまま、運営を行わなければならぬ公立ホールにとっては、舞台技術の運用を通じて職員の研修を積み重ねていく必要がある。

この場合、最も必要になるのは安全講習である。つまり、専門的な技能がなくとも行つてよい舞台技術に関わる運用範囲の明確化などは重要な課題となる。

また、安全確保に努力したとしても、人間が携わる以上は事故を0にすることはできない。人身事故の場合には、まず通報であるが、予め想定していなければ、誰が連絡を行うかということでさえ混乱が生じるおそれがあり、規模の大きなホールであれば緊急車両をどこにつけるかというだけでも手間取ることがある。事故発生の際の対応等のマニュアル制作や訓練、緊急車両が来るまでの対応などを、研修の一環として行っておくことが必要となる。

5. 公立ホールの舞台技術部門のあり方

劇場・ホール施設と舞台技術者というものは必ず一体のものとして考える必要がある。しかし、ホールの舞台技術部門に必要な専門性を、民間の舞台技術会社のスタッフに委託しようにも、民間舞台技術会社のない地域や常駐委託を行うだけの業務量のない公立ホールというのもたくさんある。

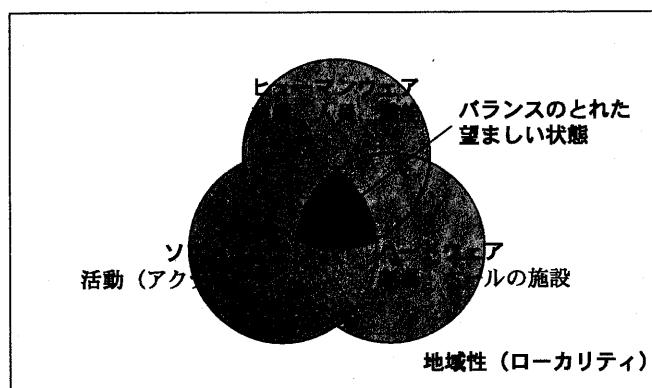
つまり、原則どおりに、専門性の高い舞台技術職員を常時確保できない公立ホールが存在するということである。

ただし、このことは結果として生じたことであり、本来は劇場・ホールというハードウェアとそこで行われる活動（アクティビティ）、つまりソフトウェアが、それらを運用していく組織、人員、職能といったヒューマンウェアによってバランスよく結びつけられるべきである。そういう意味から考えると、ハードウェアとそれに見合ったヒューマンウェアが確保

できない劇場・ホールというのは、ソフトウェアという側面を含めて、何らかの点でバランスを欠いているということが言えるのではないだろうか。

また、このことに加えて、この種の施設が置かれる（建つ）地域というのも重要なキーワードになってくる。北海道と沖縄では、気候や風土に大きな違いがあり、その上に立つ文化軸は同質のものではないのが一般的である。このようなローカリティがその成り立ちに影響するのも、劇場・ホール施設の大きな特徴となっている。

図-27 舞台技術部門のあり方の要因



ここでは特に公立ホールの舞台技術部門のあり方について、様々な視点から検討を加えてきたが、いくつかの問題点が顕在化してきている。それらは大きくわけて、2つの側面からとらえることができるのではないだろうか。

まず第一には、舞台技術者（あるいは部門）を取り巻く現状、つまり外的な要因である。具体的には、職責の捉え方の違いが、地域あるいは劇場・ホールによってまちまちであることに起因して、舞台技術者の職能というものが未分化、未確立であるという問題である。

誰れもが認めるように、劇場・ホールの舞台を運用していくためには、舞台技術者の存在は不可欠なことである。特に、高度化した舞台設備や複雑な演出に対応していくためには、十分な知識と経験を備えた舞台技術者が必要とされる。

しかし、残念ながら、これらの職能を育成するシステムや機関は、舞台芸術が社会資本として整備されている欧米との比較において、その整備が遅れていると言わざるをえないのが現状である。また、舞台芸術と常に一定の距離を保ってきた公立ホールという組織環境の中では、まだこの種の職能に対する理解や重要性についての認知が十分でないことも懸念される。

いずれにせよ、上記の図に示したように、舞台技術者（あるいは部門）というものは、ハードウェアやソフトウェアと切り離して考えるべきではなく、ヒューマンウェアの中でも、

制作あるいは事業、総務、庶務などの組織としてのバランスを捉えて議論、検討されていく必要がある。

また、もう一方、舞台技術者自身が認識し、変わっていく必要もあると考えられる内的な要因があげられる。具体的には、舞台技術者が舞台を支えていくために必要であることをより広くアピールしていく必要があるのではないだろうか。このことは、外的な要因からだけではなく、自らが舞台技術者という職能を確立していくことであり、意識の改革も含めて必要とされてきている。

もちろん、そのためには、十分に職能として認められる高い技術や豊富な経験、あるいは確かな知識というものが求められることになる。

しかし、このことによって、初めて新しい職能として、相応しい評価がなされ、また新しい人材にとっても道を整備することになることが期待される。